

報告監第17号
平成16年11月9日

西宮市監査委員	嶋田克興
同	蜂谷倫基
同	村西進
同	阿部泰之

財政援助団体監査結果報告書
(社会福祉法人 和光会)

地方自治法第199条第7項の規定により、平成16年度財政援助団体監査を行った結果は、次のとおりです。

同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の期間及び方法

平成16年9月3日から事務局監査に入り、その結果復命を受け、同年10月25日に監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第2 監査の対象

社会福祉法人和光会が交付を受けた社会福祉法人和光会補助金にかかる出納その他の事務のうち主として平成15年4月1日から16年3月31日までの間に執行された事務を対象に監査を実施しました。

(補助金の名称及び金額等)

社会福祉法人和光会補助金	19,473,000円
交付申請額	19,473,000円
交付決定額	19,473,000円
精算戻入額	1,032,000円

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 社会福祉法人和光会の概要

(1) 沿革

「福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助すること」を目的として、昭和50年3月31日社会福祉法人の認可を受け設立(設立登記は同年5月6日。)され、現在、軽費老人ホームB型一里山荘(以下「一里山荘」という。)の設置経営を行っています。

(2) 組織の概要

平成16年10月1日現在、7人の理事で構成する理事会、15人の評議員で構成する評議員会及び2人の監事と施設長ほか4人の職員で構成されています。なお、理事7

人は評議員を、施設長は理事を兼ねています。職員は正規職員 2 人（施設長 1、指導員 1）及び臨時職員 3 人（寮母 1、事務員 1、調理員 1）となっています。

（3）施設の概要

- ・施設名：軽費老人ホーム B 型「一里山荘」
- ・敷地： 宅地 2,408.48 m²（西宮市所有）
- ・建物： 鉄筋コンクリート造 3 階建(一部 4 階建)、延 2,285.39 m²
- ・居室： 単身用 26 室(26 人)、夫婦用 12 室 (24 人) 定員 50 人

2 事業の実施状況

（1）一里山荘

（単位：室・％）

区 分	15 年度		14 年度		13 年度	
	使用室数	利用率	使用室数	利用率	使用室数	利用率
単身用（26 室）	25	96	26	100	25	96
夫婦用（12 室）	10	83	9	75	7	58

注 1 利用率 = 入居室数 × 月数 ÷ (室数 × 12)

2 使用室数は、各年度末現在

（2）託老サービス事業

（単位：人・日）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	累計
延利用者数	34	28	26	18	17	14	17	16	18	13	16	16	233
利用実日数	13	12	12	11	10	10	12	8	10	7	10	13	128
1 日当り利用人数	2.6	2.3	2.2	1.6	1.7	1.4	1.4	2.0	1.8	1.8	1.6	1.2	1.8

託老サービス事業は施設の有効利用対策として平成 12 年から実施しています。15 年度における利用状況は表のとおりで、この事業にともなう収入は 94 万円となっています。

なお、託老サービス事業は利用者が少なく、今後の需要も見込めないとして 16 年 3 月末日をもって終了しています。新規事業の実施にあたっては、別会計で処理することが望まれます。

3 補助金の交付について

(1) 補助の目的

補助金は「社会福祉法」第58条第1項並びに「社会福祉法人の助成に関する条例」(以下「条例」という。)及び同条例施行規則を根拠として社会福祉法人の運営費補助金として交付されています。なお、補助金交付にあたっての基準等詳細についての定めがありません。具体の団体に対する補助金の交付にあたっては、交付の目的、補助対象事業の範囲、補助額算出方法等について定めた補助金交付要綱を設けておくことが求められます。今後、補助金の交付にあたっては、補助金交付要綱を整備し、条例、規則及び当該要綱に従った適正な事務処理に努めてください。

(2) 予算措置

一般会計

(款) 民生費

(項) 老人福祉費

(目) 老人援護費

(細目) 福祉施設等運営支援経費

(節) 負担金補助及び交付金 19,473,000 円

(3) 補助金の交付手続

(単位:年・月・日、円)

区 分	交付申請	交付決定	交付請求	補助金支払	支払金額
社会福祉法人 和光会補助金	15.3.26	15.4.1	15.4.2	15.4.18	2,643,000
			15.6.2	15.6.9	4,400,000
			15.8.1	15.8.8	2,400,000
			15.10.1	15.10.8	2,643,000
			15.12.1	15.12.8	4,745,000
			16.2.23	16.2.27	2,642,000

補助金の交付手続は表のとおり、おおむね適正に行われています。また、補助金の支払は、資金の需要に合わせて年6回に分けて支払われています。なお、補助金の交付申請書に条例第4条に定める財産目録、貸借対照表、収支計算書の添付がない等の状況が見られます。これらの添付書類は、法人の経営状況、財務状況を確認する資料で、補助金の適切な交付のための判断資料となるものです。

今後、条例の規定に従った適切な事務処理に努めてください。また、提出された予算書に託老サービス事業の利用料収入その他が計上されていないもの、補助対象としている賃金、光熱水費のように予算額と実績額に開きのあるものが見られます。

今後、収支予算については、すべての収入・支出について、適切な見込額により予算書を作成し、補助金の申請書に添付するように、努めてください。

(4) 補助金の精算

精算金については次のような手続きで納付されています。

(単位：年・月・日・円)

区 分	補助金返還命令		補助金精算書		精算金納付	
	日付	金額	日付	金額	日付	金額
社会福祉法人和光会補助金	16・5・24	1,032,000	16・5・27	1,032,000	16・5・28	1,032,000

補助金の返還については、交付条件に違反したことにより返還を求める場合を除き、補助事業終了後に「補助金等の取扱いに関する規則」(以下「補助金規則」という。)第14条に定める実績報告書を提出し、市は、この報告書に基づいて精算額を決定し、返還を命じることとされています。しかし、この実績報告書の提出が行われていません。

今後、補助金規則に従って、精算手続を行うように努めてください。

4 補助金の経理

(1) 補助金は次のとおり、口座振込の方法で収入されています。

(単位：円)

補助金の名称	受入口座	口座への収入	収入金額
社会福祉法人和光会補助金	近畿大阪銀行甲東園出張所 社会福祉法人和光会 施設長名	15. 4.18	2,643,000
		15. 6. 9	4,400,000
		15. 8. 8	2,400,000
		15.10. 8	2,643,000
		15.12. 8	4,745,000
		16. 2.27	2,642,000

(2) 支出状況

補助対象経費		(単位 : 円)	
項 目	補助金交付額 (A)	執行済額 (B)	差 額 (A) - (B)
役 員 報 酬	728,000	624,000	104,000
職 員 俸 給	3,120,000	3,120,000	0
職 員 手 当	2,246,000	1,858,000	388,000
賃 金	4,926,000	5,543,000	617,000
法 定 福 利 費	1,091,000	1,382,000	291,000
修 繕 費	3,406,000	3,184,000	222,000
役 務 費	1,917,000	1,696,000	221,000
事 務 雑 費	240,000	143,000	97,000
光 熱 水 費	1,799,000	891,000	908,000
計	19,473,000	18,441,000	1,032,000

15年度の和光会補助金の補助対象とされた運営費、補助金額及び執行状況は表のとおりとなっています。補助金にかかる執行状況について、勘定元帳、貸借対照表、事業収支計算書及び16年5月27日付で提出された補助金精算書とを照合したところ一致しています。なお、15年6月以後は、収入・支出伝票が作成されていないので、伝票と元帳との照合は行っていません。

役員報酬は、市派遣の役員を除く役員13人の報酬で、差額10万円は役員の欠席にともなう残です。

職員俸給及び職員手当は、施設長に対する支給額となっています。

賃金は臨時職員(寮母)2人分で、差額が61万円の不足となったのは、超過勤務にともなう賃金の増分を当初予算に計上しなかったことによるものです。

法定福利費は、施設長及び臨時職員2人の分です。

修繕費340万円は、受水槽・高架水槽タンク取替127万円、水道・電気メーター60万円、汚水排水管清掃70万円、その他緊急工事対応82万円として計上されていますが、受水槽・高架水槽の改修工事は実施されていません。これは、予定していた中央競馬馬主福祉財団からの助成金が得られなくなったことによるものです。この予算はその他の修繕に充当され、結果として修繕費の執行額は318万円となっています。なお、受水槽・高架水槽の改修工事については16年度に、改修方法を変更して、58万円を実施しています。

役務費は、エレベーターの保守料等165万円及び損害保険料25万円となっています。

事務雑費は会費参加負担金等で、差額 9 万円は研修参加の分担金のうち参加しなかったことによる残です。

光熱水費は、施設全体の光熱水費から入居者の負担分を控除した残余額を補助金の対象としていますが、残余額の見積額 179 万円に対し実績額は 89 万円で、差額が 90 万円となっています。

この結果、補助金交付額 1,947 万円に対して執行額 1,844 万円で、103 万円が精算戻入されています。

今後、補助対象経費及び補助申請額の算定にあたっては十分精査してください。

5 会計処理

定款第 23 条の 2 で、和光会の会計処理については理事会で定めた経理規程によって処理するものと定められ、「社会福祉法人和光会経理規程(以下「経理規程」という。)」が整備されています。この経理規程第 15 条第 1 項に「会計の取扱いは、伝票会計方式とする。すべての取引の記帳整理は、伝票によって行うものとし、補助簿に記載する場合は、伝票に基づいて行うものとする。」、同条第 2 項に「発行する伝票には、証ひょうを添付し、会計責任者の認印を受けなければならない。」と定めていますが、15 年 6 月に新経理システムを導入したのを契機として収入・支出伝票が全く作成されていません。収入・支出伝票は個々の収入、支出の基本的な手続きとなるもので、全く省略してしまうことは支出の決裁あるいは会計のチェック機能の観点からも適正な方法ではありません。会計手続きの変更にあたっては、まず、経理規程の変更を行って、その後に実施するようになしてください。

また、貸借対照表の資産計上の一部に不適切な計上が、財務諸表間に一部不整合が見られます。

今後、経理規程、公益法人会計基準に基づいた、適正な会計処理に努めてください。

6 補助金の使途について

和光会補助金は交付申請の内容に従って 1,947 万円が交付され、この内 1,844 万円が執行され 103 万円が返還されています。執行済みの 1,844 万円については法人の運営費としておおむね適正に使用されています。

なお、補助申請時に修繕費として計上された受水槽・高架水槽の取替工事費が他の修繕工事に使用され、光熱水費として交付されたものが、賃金の不足分に充当されるなどの状況が見られますが、変更について、市との事前協議、事後報告が行われておらず、市はその事実を把握していません。

今後、補助金の使用について執行内容を変更する必要がある場合は、事前に市と協議し、必要に応じて補助金の変更申請等の手続きを行なうこと等により、適正な補助金の執行に努めてください。

7 所管課の事務について

和光会補助金について、市は基準を定めていません。今後、補助金のあり方についての検討が求められます。

なお、和光会の理事の過半数は、市職員及び市職員のOBとなっています。中でも健康福祉局長が理事として就任するなど、実質的に法人運営が、市の方針に沿って行われ、補助金は和光会の運営に不可欠のものとなっております。そのため、より一層の、法人活動全般にわたっての適切な指導が求められます。

今後、補助要綱の制定等による明確な交付基準の設定と、法人に対する法令に基づいた申請等の手続の適切な指導を行い、適正な補助金の執行に努めるとともに、和光会の将来の位置づけ等の検討も必要かと思われれます。